事　務　連　絡
2021年10月1日

「ＭＥＬ養殖認証の単位に係る指針」の運用に関して

ＭＥＬ認証機関
公益社団法人日本水産資源保護協会

マリン・エコラベル・ジャパン協議会発出の「ＭＥＬ養殖認証の単位に係る指針（2021ＭＥＬ8、2021年3月23日発行、2021年7月1日適用）」について、以下のように運用を行いますので、該当の事業者様におかれましてはご対応のほどお願い申し上げます。

○複数の養殖場※、養殖業者によるマルチサイト/グループ認証をご取得の事業者様へ
＜概要＞
マルチサイト認証及び団体認証の審査においては、認証対象組織が定期的に内部監査を行う仕組みを持ち、それに従って内部監査が実施されていることを確認する。

＜運用にあたり＞
当面は、内部監査相当の管理体制が整っているかどうかの確認を行うことで運用を行います。該当の事業者様は、別紙「内部監査状況等確認票」のご提出をお願いいたします。

※概ね、複数漁協にまたがって漁場をお持ちの事業者様が該当します。
該当の有無がご不明な場合はお問い合わせください。
※将来的には内部監査に関する要件を具体的に定める方針とのことです。

○部分認証をご取得の事業者様へ
＜概要＞
部分認証の付帯条件として、申請者に対し養殖数（生簀に入れた稚魚数等）と出荷数の報告を義務付ける。

＜運用にあたり＞
初回審査時：認証基準 3.5 トレーサビリティの確保において、認証/非認証の生産物が分けられ、トレースが確保できることを説明してください。
年次・更新審査時：認証基準3.5が適合、すなわち種苗導入～飼育～水揚げ・出荷等の全工程で履歴・記録が確認できれば可とします。

○問い合わせ先・提出先○
公益社団法人日本水産資源保護協会
ＴＥＬ：03-6680-4277　ＦＡＸ：03-6680-4128
Ｅｍail：ｍel-info@ fish-jfrca.jp

*移転のため2024年9月より電話番号・FAX番号が変更となっております。

（別紙）

年　月　日

内部監査実施状況等確認票

事業者名（御社名）：
養殖対象魚種：
認証番号※：
　※初回審査申請時は不要

□　内部監査を実施している（頻度：年　回、担当部署または担当者：）
　　内部監査内容：※別紙の添付でも可

□　内部監査を実施していない

内部監査実施の有無に関わらず、以下の当てはまるものについてチェックをしてください。

□	統一的なＭＥＬ用手順書・マニュアルがグループ構成員・各事業所に配布されている。 （改定・見直し頻度：概ね年１回、等）
□	本部・グループ代表組織が、構成員・各事業所と連絡を取り合う体制がある。 □　総会・連絡会などの集まる機会がある（年○回） □　漁協・グループ内の違反時の罰則規定等がある。 □　本部・グループ代表組織が、構成員・各事業所を視察している（年○回） □　その他（　　）
□	本部・グループ代表組織が、構成員・各事業所の飼育状況を把握している。 本部・グループ代表組織が、 □　一括購入をしている（種苗・飼餌料・水産用医薬品）※該当するものに○ □　飼育記録等を一元管理するシステムがある □　構成員の飼育記録・飼育履歴の回収、管理を行っている □　一括で出荷管理を行っている
※その他、管理体制に関する取り組みがあればご記入ください。	

○問い合わせ先・提出先○
公益社団法人日本水産資源保護協会
ＴＥＬ：03-6680-4277　ＦＡＸ：03-6680-4128
Ｅｍail：ｍel-info@ fish-jfrca.jp

*移転のため2024年9月より電話番号・FAX番号が変更となっております。

＊協会使用欄　（受理日：　　年　　月　　日）	承認者	確認者